

報 江 町 伯

掃 集 号
清 特 集 号

発行 伯 江 町 役 場
電話 (416) 3 1 1 1 (代)

昭和39年4月1日発行 第34号

し尿処理 ごみ処理 料金の改正について

御理解と御協力を 伯江町長 石井三四郎

くみ取り、ごみ処理料金はなぜ 上げなければならないか

くみ取り、ごみ処理の清掃事業については、町の環境衛生浄化のため懸命に努力しておりますが、たえずお叱りを受けている現況でありながら、なぜ料金を上げなければならないか、町民の皆さまにはい

◎終末処理場が建設できない悩み

何分にも急激な人口増に伴い排出量が増大する一方、東京のベツトタウン的な住宅地に様相を一変した伯江町は、都下では面積(六・一五平方

三十九年度予算上からみると、清掃費は町一般会計予算の約一八%となり、くみ取りの原価は一樽分(36)八

八〇円六十銭もかかる

◎清掃指導員の設置

清掃事業の重要性にかんがみ、昨年暮機構改革を行い、従来の福祉、衛生、保険を担当の厚生課から衛生課を独立させ、皆さまの御要望にこたへるため配慮いたしました。なお、清掃事業の明朗化と

◎町財政の均衡上これ以上 清掃費の支出は困難

町財政の均衡上からみて、くみ取り、ごみ処理料金改正の必要に迫られましたので、この際やむをえず、手数料の改正を盛込んだ伯江町清掃条例を、第一回定例議会に提案しましたところ、原案に賛成多数で可決されました。

くみ取り、ごみ処理は、できることならば全額町負担でやりたい。住民の皆さまの税外負担はできるだけ避けたいと思いますが、限られた町財政のなかで、皆さまからの御要望のあるいろいろな施策を行う上にも、大きなシワ寄せ

村の悩みのたねであります。年度(三十八年度)における東京の三多摩地区の市町村は、し尿処理、ごみ処理費の比較表を掲げましたので、御参照ください。これが一つ例として伯江町とほぼ同様な状態にある近隣市町の、昨

共同経営による一部事務組合が設立されたが、今後の建設計画にあたっては用地の問題に若干困難が予想される)したが、つて皆さまの御家庭からくみ取つたし尿、収集したごみはいずれも往復八〇km(二十里)もある遠方に運搬処理をしているので作業能率が落ち、多額な費用がかかりました。また遠く運ぶため、し尿

キロメートル)が一番狭い町で、しかも平坦地でもあるので、だれにも嫌われるこの種の終末処理場(し尿消化施設、ごみ焼却場)を町内に建設できない苦悩があります。(ごみ焼却場の建設については、既報

は一カ月普通世帯当り二八〇

向は全国的なもので、各市町

◎ 改正料金表

		改 正 科 金		旧 料 金
区 分		摘 要	手 数 料	手 数 料
① ごみ	手普 数 料通	一般世帯の場合	1 月につき 80円	50円
	特 別 手 数 料	会社、商店、寮等 その他特別の建物 を有する占有者の 多量の汚物を排出 すると認められる 場合は、右の基準 による。	75kg～187. 5kg 1 月につき 160円	100円
			187. 5kg～375kg 1 月につき 320円	200円
			375kg～562. 5kg 1 月につき 480円	300円
			562. 5kg～750kg 1 月につき 640円	400円
			750kg～937. 5kg 1 月につき 800円	500円
	ただし、基準以上多量に排出される占有者 については上記の基準に準じて町長が別に 定める。			
② ふん尿	36リットル(1 樽分)につき		50円	30円
	18リットル(半樽分)につき		25円	15円

さる三月十二日より開催されました第一回定例町議会において、慎重審議の結果
くみ取料金、ごみ処理料金が四月一日より表のとおり改正されることに決まりました。
たのでどうぞ御協力くださいますようお願いいたします。

くみ取料金、ごみ処理料金が
改正されました

◎ 旧くみ取券の取扱いについて

1. 旧くみ取券をお買い求めの各米屋、酒屋さん等で
改正料金の差額(一樽券につき20円)をお払いのうえ5
月31日までに新くみ取券とお取り替えください。
2. やむをえぬ場合上の期間中に限り旧くみ取券に差
額の現金を足してくみ取人にお支払いください。
3. 6月1日以降は旧くみ取券は無効です。お早め
にお取り替えをお願いいたします。

裏 面

注 意

1. くみとりは、この券でなければ
できません。くみとり人に絶対に
金品を渡さないでください。
2. 本券の現金引替えはできません
3. 表の住所、氏名、くみとり月日
欄は必ず記入してください。
4. くみとり人に不都合があつたら
衛生課にお知らせください。

No. _____

く み と り 券
50円 36ℓ
(壹樽分) 役 狛
江 町 役 場 場 町
月 狛 江 町 役 場
日 世 帯 主 狛 江 町 番 地
氏 名 (印)

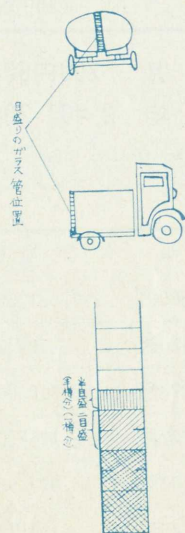
◎ 四月一日より発売する新くみ取券

No. _____

く み と り 券
25円 18ℓ
(半樽分) 役 狛
江 町 役 場 場 町
月 狛 江 町 役 場
日 世 帯 主 狛 江 町 番 地
氏 名 (印)

No. _____	No. _____
¥80 昭和 年度 月分	¥80 昭和 年度 月分
麁 芥 処 理 券 控	麁 芥 処 理 券
役 狢 江 町 役 場	役 狢 江 町 役 場

注 意	注 意
この控は処理料支払済の証明になりますから保管ください。	1. お渡しになるとき必ず切取線より切つてお渡しください。 2. 役場印なきものは無効です。 3. 登録世帯以外は使用できません。 4. この券は他人に譲渡できません。

[illegible]

きはいくみ取人がくみ取りに伺つてもくみ取らないで次回までお待ち願うことになりますので作業の能率を上げるためにも、留守にする場合は、できるだけ隣りの家等にくみ取券を渡しておき、くみ取人が伺つたときは留守でも作業ができるよう御配慮ください。

二、紙屑等自家で処理できるものはできるだけ処理し（燃やす埋める等の方法で）主に台所のくず等の等不要なものだけをゴミ箱へ入れてください。

生ゴミの類はよく水を切つてポリエチレンまたはビニール等の袋へ入れてください。特に水を含んだ生ゴミの類はく水を切り悪臭を防ぐためにもぜひポリエチレンまたはビニール等の袋に入れてください。セトモノや空びん類はゴミ箱のそばに他のいれものを置いてその中へ入れてください。

ゴミ箱はポリバケツを利用されるようおすすめします。ポリバケツは市販されているもので結構です。なお町役場の名を使ってゴミ箱の斡旋を口実に手数料を詐取する「ゴミ箱サギ」がありますので、新たに家を建てて移つて来られた御家庭ではじゅうぶんに御注意ください。

普通世帯1ヶ月の

ごみ処理の原価 280円60銭

収	入	月一世帯当りの収入	摘	要
塵芥処理手数料	7,344,000円	80円	処理戸数 月 7,650戸	(特別世帯は普通世帯に換算)
計	7,344,000円	80円	年 91,800戸	

支	出	月一世帯当りの支出	摘	要
科	目	金額		
人件費	2,930,000円	31円92銭	運転手 3名, 作業員 2名分	
賃金	2,816,000	30.68	臨時作業員賃金, 手当等	
報償費	1,000,000	10.89	収集作業員退職慰労金等	
需用費	1,857,000	20.23	薬剤, 消耗器材, 燃料, 印刷製本, 食料費等	
役務費	88,000	0.95	塵芥運搬車保険料等	
委託費	5,967,000	65.00	塵芥収集委託費	
使用料及び賃借料	1,080,000	11.77	塵芥終末処理場借上料	
工事請負費	1,000,000	10.89	中継場建設工事請負費	
原材料費	88,000	0.95	処理場敷板材料費等	
備品費	1,000,000	10.89	塵芥運搬車台購入代	
負担金補助及び交付金	7,784,000	84.79	狛江, 多摩衛生組合分担金(焼却場建設) 塵芥処理券取扱手数料交付金	
補償金及び賠償金	150,000	1.64	地上物件(処理場)保償料等	
計	25,760,000	280.60	普通世帯1ヶ月のごみ処理原価	

収 入 支 出 差 引 額	収 入 額		支 出 額	差 引 町 負 担 額
	総 額	7,344,000円	25,760,000円	△18.416,000円
	単 価	80円	280円60銭	△ 200円60銭

- 備考 1. 一世帯当り町が負担する額 月 200円60銭 になる。
年 2,407.20銭
2. 本表には役場職員給は含まない。

収入支出差引額		収	入	額	支	出	額	町負担額	摘	要
狛江町	総額	3,816,000円		11,397,560円		△7,581,560円				
	単価	50円		149円30銭		△99円30銭				
国立町	総額	4,449,598円		12,762,278円		△8,312,000円				
	単価	51円18銭		177円27銭		△126円09銭				
国分寺町	総額	5,583,000円		20,560,000円		△14,077,000円				
	単価	52円63銭		193円85銭		△141円22銭				

◎昭和三十九年度予算上からみた塵芥処理原価計算表

◎昨年度(昭和三十八年度)における塵芥処理原価計算各町比較表

くみ取料金

一樽当りの原価80円90銭

収	入	36ℓ(1樽当りの収入)	摘	要
し尿処理手数料	25,200,000円	50円	年間504,000樽の収入	
計	25,200,000	50	(官公庁等無料分16,000樽 計520,000樽)	

支	出	36ℓ(1樽当りの支出)	摘	要
需用費	412,000円	0円79銭	消耗品、印刷製本費、薬剤等	
役務費	9,000	0.02	折込手数料	
委託費	39,780,000	76.50	し尿くみ取り、運搬、終末処理、委託料	
使用料及賃借料	400,000	0.76	中継槽等借上料	
工事諸費	130,000	0.25	中継槽囲場工事等諸費	
原材料費	60,000	0.11	貯溜槽フタ材料及砂利代	
負担金補助及交付金	1,260,000	2.41	し尿処理券売りさばき手数料交付金	
補償金及賠償費	30,000	0.06	損害賠償金	
計	42,081,000	80.90	樽当りの原価	

収 入 支 出 差 引 額	収 入 額		支 出 額	差 引 町 負 担 額
	総 額	25,200,000円	42,081,000円	△16,881,000円
	単 価	(36 ℓ) 50円	80円90銭	△ 30円90銭

備考 1. 一世帯当り平均排出量4樽(144ℓ)とすると町が一世帯当りに負担する額は次のとおりとなります。

1月 30円90銭×4樽=123円60銭

1年 123円60銭×12月=1,483円20銭

2. 本表には役場職員給は含まない。

		収	入	額	支	出	額	差引町負担額	摘	要
収入支出差引額	狛江町	総額	13,500,000円		28,832,500円		△15,332,500円			
		単価	(36ℓ) 30円		62円70銭		△32円70銭			
	国立町	総額	16,200,000円		34,200,000円		△18,000,000円			
		単価	〃 30円		63円33銭		△33円33銭		38.10.1より1樽50円に改正	
	国分寺町	総額	15,970,500円		46,451,500円		△30,481,000円			
		単価	〃 30円42銭		88円48銭		△58円06銭		38.10.1より1樽50円に改正	
	小平市	総額	30,720,000円		56,798,000円		△26,048,000円			
		単価	〃 40円		70円		△30円			

●清掃事業研究会が厚生省に答申したし尿料金の標準原価計算

人口 10万都市では し尿くみ取原価 36ℓ当り 52円
 〃 50万 〃 〃 〃 67円
 東京では 〃 〃 〃 75円 と計算され
 1日1人排出量 1.2ℓ 月30日として36ℓ 1世帯は4.3人平均に計算
 これは諸要経費(管理費運搬処理費)を
 人口 10万都市では 1人当り 年 625円
 〃 50 〃 〃 〃 808円
 東京では 〃 〃 〃 900円

かかるものと原価計算から割当し、12月分の1で出したものであります。しかしながらこれとても資料の前提にあるとおり手数料徴収関係職員は見込んでない。

備考 清掃事業研究会は、厚生省、自治省、全国市町会、学職経験者関係団体14氏より構成されており、東京都市センターに事務局がある。

●昭和三十九年度予算上からみた
し尿処理原価計算表

●お昨年度(昭和三十八年度)に
原価計算比較表

地区別	番号	責任者
第1地区	101号車	池田 英介
第2地区	102号車	高野 光太郎
第3地区	103号車	池田 真太
第4地区	105号車	松本 貫仁
予備車	106号車	富沢 仁

作業責任者 矢部 茂夫

くみ取の
能率化を図る

今月よりくみ取り能率をあげるために図のように町を四区分して四台のパキュームカーがその区域内を十二、三に分け運転手を責任者と定め、それぞれ二名の助手が付き各地区の数字の順にくみ取りを行うことになりました。家族数、し尿槽の大小によつて多少のずれはありますが作業能率の向上のために皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、地区別責任者は次のとおりです。

